

金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第13条に基づく報告書(補遺)

平成14年12月19日

朝銀長野信用組合

金融整理管財人

はじめに

朝銀長野信用組合は平成12年12月29日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）第8条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という）」を金融再生委員会より受けました。

私ども、金融整理管財人は平成12年12月29日に選任されて以降、今日まで金融再生法の主旨に則り、当信用組合の適切な管理及び業務運営に鋭意取り組んでまいりました。

また、私ども、金融整理管財人は管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につきまして調査の上、平成13年5月24日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書」を提出いたしましたが、その後の調査につきまして、現時点での状況を以下のとおり報告致します。

1. 旧経営陣に対する刑事、民事上の責任解明調査の経緯について

金融再生法第18条に基づく、当信用組合の旧経営陣の職務上の義務違反に対する責任追及については、金融整理管財人のもとに弁護士1名、金融整理管財人補佐人2名、事務局員1名により「内部調査事務局」を設置し、平成13年2月13日以来、今日まで27回にわたり会議を開催し、伝票類も含む広汎かつ細部について順次調査検討を行い関係者に対するヒヤリングを行う等、責任解明に必要な調査を実施した。

（1）調査対象先

破綻公表後、当信用組合が委嘱した「経営責任解明委員会（弁護士並びに公認会計士）」による調査により指摘された36融資先、破綻直前の大口融資先並びに破綻後新たに発生した大口不良債権先等を対象とした。

特に、このうち債務者区分が破綻先、実質破綻先もしくは破綻懸念先で消滅時効にかかる先を重点的に調査した。

2. 責任解明・追及に際しての基本方針

理事長ほか決裁権限のある理事等の法令、定款に抵触する違反行為、「融資規定」等に定める融資審査管理の手法に則り審査を行うことで、貸出金が回収不能となる事態を避けるための注意義務違反の有無につき以下

- ①大口信用供与等限度額を遵守しているか

②員外貸出に該当するものはないか
③資金使途に問題はないか
④担保保全に問題はないか（担保物件の調査は適格か）
⑤保証能力はあるか
⑥慎重に判断し、いやしくも情実に流されていないか
等、調査確認を行った。

3. 刑事責任追及について

後記の民事責任追及と併せ検討したが、不当な融資により当信用組合が被害を被った事案は見られたものの、刑事訴訟法上の時効の問題もあり、時効が完成していないケースであっても、背任罪の構成要件である旧経営陣の図利加害目的等、明確に犯罪成立を立証する資料としては、現時点では不十分と考えられるため、引き続き調査を継続してきたところである。

あわせて、破綻申請直後も不正な巨額の資金流出も新たに判明していることから、これについても調査してきたところである。

4. 民事責任追及について

民事訴訟提起について

（1）当信用組合は長野地方裁判所松本支部に対し、原告を当信用組合、被告を旧経営陣の一員であった代表理事2名に、その主たる内容を以下とする損害賠償請求訴訟を提起した。

①提訴日

平成13年10月4日

②提訴対象となった事案

当信用組合は理事（当時理事長任三祚）の親族が関与する、会社に対し、平成4年9月30日、総額2億8500万円の融資を実行した。

理事は該社の経営内容が著しく悪化し、回収の見込みが乏しかったにも拘わらず、全く担保を取らなかった上、既に存在していた担保権も解除していたため、当信用組合に多額の損害を与えた。

③提訴の趣旨、経営責任の違法性

（中企法42条、商法254条3項、民法644条・709条ほか）

- ・大口信用供与規制違反
- ・員外貸付の禁止規定違反
- ・定款違反
- ・融資、融資審査規定違反

④被告

任三祚（当時理事長）

尹泰輝（当時副理事長）

⑤損害賠償請求額

金3千万円（上記金額の内金として）

(2) 上記(1)に引き続き、当信用組合は長野地方裁判所松本支部に対し、原告を当信用組合、被告を旧経営陣の一員であった代表理事3名に、その主たる内容を以下とする損害賠償請求訴訟を提起した。

①提訴日

平成14年4月3日

②提訴対象となった事案

イ. 理事は、愛知県内の会社に対する資金援助を行うため、平成4年11月、県内の個人に対し、総額1億2千万円の借名貸出を実行したが、無担保・無保証の上、愛知県内の会社が実質破綻状態にあるため回収の見込みはなく、その結果、当信用組合に対し全額の損害を与えた。

ロ. 当信用組合は、横浜市内の会社に対し、平成11年3月30日、運転資金として、総額9千8百万円、平成11年4月30日、設備資金として、総額1億2千万円（前段の運転資金、9千8百万円は実行時回収）の融資を実行した。

理事は、横浜市内の会社に対し、元利均等分割払い（100ヵ月）にて融資を実行したが、一定期間を除き約定返済が履行されず延滞、営業実態が把握できない上、無担保、実質無保証（代表者のみ）であり、その結果、当信用組合に対し多額の損害を与えた。

③提訴の趣旨、経営責任の違法性

（中企法42条、商法254条3項、民法644条・709条ほか）

- ・大口信用供与規制違反
- ・員外貸付の禁止規定違反
- ・定款違反
- ・融資審査、融資規定違反
- ・安全性の原則違反

④被告

イ. 任三祚（当時理事長）

尹泰輝（当時副理事長）

ロ. 尹泰輝（当時理事長）

徐鎮八（当時常務理事）

⑤損害賠償請求額

イ. 金1億2千万円

ロ. 金9944万4373円（上記金額の内金として）

これは理事としての忠実義務違反および善管注意義務違反にもとづく、民法、商法および中小企業等協同組合法を根拠とする損害賠償請求訴訟である。

なお、金額および責任追及の対象については、当信用組合に対して実質的に返済に充てられたものでなく、新規に融資され、且つ、民法上の消滅時効にかかる範囲のもので常勤理事としての忠実義務、善管注意義務に著しく反したものに限定した。

5. 今後の対応について

現時点までの調査の結果、旧経営陣に対する損害賠償請求等については、上記のとおり訴訟提起しているが、今後、(株)整理回収機構への不良債権譲渡に伴い、同機構による調査等によって、新たな事実が判明する可能性も有ることから、(株)整理回収機構において引き続き民事・刑事両面について責任追及が行いうるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を(株)整理回収機構に譲渡し、関係資料一切を引渡す予定である。

以上